

○京丹後市立図書館条例施行規則（抜粋）

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、別表第1に定めるとおりとする。

2 館長は、前項に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（利用時間）

第4条 図書館の利用時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表第1（第3条関係）

名称	休館日
峰山図書館 あみの図書館	(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで (3) 館内整理日（各月の初日。ただし、この日が第1号に定める日に当たるときはその翌日、土曜日又は日曜日に当たるときは次の火曜日）
大宮図書室 丹後図書室 弥栄図書室 久美浜図書室	(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日） (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで (3) 館内整理日（各月の初日。ただし、この日が第1号に定める日に当たるときはその翌日、土曜日又は日曜日に当たるときは次の火曜日）

別表第2（第4条関係）

名称	利用時間
峰山図書館 あみの図書館	(1) 毎日（水曜日を除く。） 午前10時から午後6時まで (2) 水曜日 午前10時から午後7時まで (3) 前2号の規定にかかわらず、夏季休業日の間は、午前9時から午後6時（水曜日は午後7時）まで
大宮図書室 丹後図書室 弥栄図書室 久美浜図書室	(1) 午前10時から午後6時まで (2) 前号の規定にかかわらず、夏季休業日の間は、午前9時から午後6時まで

